

産業廃棄物収集運搬業許可証

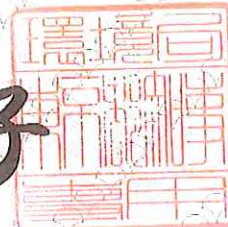
住所 東京都港区白金一丁目1番6号

氏名 株式会社ジー・エス
代表取締役 郷 成祿

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成29年 2月28日

許可の有効年月日 平成34年 2月27日

1 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬(積替え保管を含む)

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類
(石綿含有産業廃棄物を含む) (水銀使用製品産業廃棄物を含む) (以上14種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、動植物性残さ、金属くず、
ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類
(石綿含有産業廃棄物を含む) (水銀使用製品産業廃棄物を含む)
(積替え保管できる産業廃棄物の種類に係る限定は裏面のとおり) (以上10種類)

2 積替え保管施設(施設詳細は裏面のとおり)

施設所在地: 東京都大田区京浜島二丁目14番10号

3 許可の条件

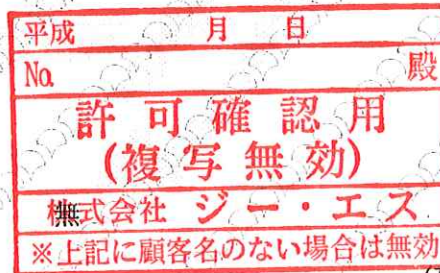
- 作業時間は、原則として8時から17時までとする。
- 積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行い、他人にこれを委託してはならない。
- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- 作業については、事前計画書等により届け出、本都の承認を得た方法により行うこと。
- 生活環境保全等の目的を達成するため、本都の指示するところに従うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 4年 2月 28日 新規許可
平成 29年 2月 28日 更新許可 第5回
平成 30年 8月 23日 変更届 保管量の変更

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無



(裏面あり)



産廃エキスパート

認定番号:4-17-B0016



東京都

(裏面)

許可番号 第13-10-044296号

2. 積替え保管施設

施設所在地：東京都大田区京浜島二丁目14番10号

積替え保管面積：1237.09㎡ 最大保管高さ：2.5m

産業廃棄物の種類	保管量
燃え殻	ドラム缶1個 : 0.20 m ³
汚泥	ドラム缶1個 : 0.20 m ³
廃油	ドラム缶1個 : 0.20 m ³
廃酸	ドラム缶1個 : 0.20 m ³
廃アルカリ	ドラム缶1個 : 0.20 m ³
廃プラスチック類(塩ビ管類に限る)	8m ³ コンテナ1個 : 8.00 m ³
	3.6m ³ コンテナ1個 : 3.60 m ³
廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物に限る)	3.6m ³ コンテナ1個 : 3.60 m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず(廃蛍光灯(水銀使用製品産業廃棄物)に限る)	1m ³ コンテナ2個 : 2.00 m ³
	ドラム缶2個 : 1.40 m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず(特定家庭用機器再商品化法対象物に限る)	10m ³ コンテナ1個 : 17.00 m ³
動植物性残さ	ドラム缶1個 : 0.20 m ³
金属くず(空き缶に限る)	8m ³ コンテナ1個 : 8.00 m ³
ガラス・コンクリート・陶磁器くず(空きビンに限る)	8m ³ コンテナ1個 : 8.00 m ³
ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類(いずれも石綿含有産業廃棄物に限る)	3.6m ³ コンテナ1個 : 3.60 m ³
	保管量合計 : 56.40 m ³

(以下余白)

平成	月	日
No.		殿
許可確認用 (複写無効)		
株式会社 ジー・エス		
※上記に顧客名のない場合は無効		